

# 平成22年度災害救助担当者全国会議資料

## 目 次

I	重点事項について	P 1
II	災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する実務について	P 7
III	災害救助対策事業について	P 13
IV	災害救助等にかかる事例報告	
	IV-I 中国・九州北部豪雨災害の経験（山口県）	P 19
	IV-II 台風第9号災害の経験（兵庫県）	P 26
	IV-III 台風第9号災害の経験（岡山県）	P 40
V	災害時要援護者対策	
	V-I 災害時における要援護者支援のあり方 （東京大学大学院情報学環教授 田中淳先生）	P 45

平成22年5月31日

厚生労働省社会・援護局総務課  
災害救助・救援対策室

## I 重点事項について

厚生労働省社会・援護局総務課  
災害救助・救援対策室



# I 重点事項について

## 1 防災態勢の強化について

自然災害は毎年世界各地で発生し、多くの人命と財産が失われている。本年に入っても、ハイチ大地震、チリ大地震、中国青海省地震など、大規模な地震が発生しており、自然災害の脅威を目の当たりにしたところである。

我が国は、国土の地理的条件等から、各種の災害が発生しやすく、昨年においては、中国・九州北部豪雨、台風第9号による災害等、大規模な大雨災害が発生したところである。また、本年2月のチリ大地震の発生後には、太平洋沿岸地域を中心に大津波警報が発令され、1メートルを超える津波が観測されるなど、自然災害はいつでも起こりうるということを、改めて痛感させられたところである。

近年は、局地的豪雨や記録的な短時間豪雨による中小河川の氾濫、土砂災害等の発生も顕著になっている。

このため、大規模災害を含め災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、「大規模災害における応急救助の指針について（平成9年6月30日厚生省社会・援護局保護課長通知）」等を示しているところであるので、これらを踏まえ、発災時には必要な救助を迅速に行うとともに、平時より、自治体内部はもとより、関係機関及び団体と必要な事項を調整しておくなど、一層の防災態勢の強化をお願いしたい。

## 2 災害救助法の適用について

都道府県は応急救助の実施主体として、発災時には迅速な対応が求められるところであり、特に大規模災害が発生した場合には、都道府県知事は管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

災害救助法の適用については、都道府県知事が同法施行令第1条第1項により、適否を判断することとなるので、法所管課においては、法の趣旨、適用基準の考え方について十分理解し、知事が適切に判断できるよう、迅速かつ的確に報告を行われたい。

適用の判断に際しては、被害住家の数だけでなく、特殊な救助の必要性や多数の被災者の生命又は身体に危害が及ぶおそれが生じた場合にも第4号に基づいて法適用ができるようになっており、迅速な応急救助の実施が可能となっているので、法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討の上、都道府県において適切な対応をお願いしたい。

### 3 被害状況の把握について

被害状況の把握は、都道府県知事による災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行われたい。

行政からの情報提供が遅れることにより、被災者等に必要以上の不安を与えることがないように、迅速な対応が必要である。

このため、あらかじめ市町村の被害状況の把握方法について確認し、不十分と思われる市町村に対して適切な助言を行われたい。なお、災害救助法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況を把握するよう努められたい。

また、発災時には、必要に応じて担当職員の現地派遣を行うことにより、救助の実施状況の把握や市町村への支援に積極的に努められたい。

なお、被害状況の把握については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門技術的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、あらかじめ他の地方公共団体と人材派遣の協定を結ぶなど専門家を確保しておくよう配意されたい。

### 4 連絡体制の確保について

応急救助を迅速に行うにあたり、災害発生又はそのおそれがある場合には、市町村（指定都市及び中核市を含む）から都道府県に直ちに連絡が入るよう体制を確保しておく必要があることはいうまでもないが、法適用前においては被害状況を、法適用後においても被害状況及び救助の実施状況を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、当室に対しても同様の内容について逐次情報提供されたい。

なお、大規模災害発生時には、中央防災無線等による連絡を相互に行うこともあるので、その旨ご留意されたい。

### 5 適切な救助の実施について

災害救助法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出などは市町村に委任して行われていることが多い。

特に、災害発生直後は、多数の被災者が避難所に避難し、継続的に救助を必要とする状況であり、被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。このため、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策に留意されたい。

都道府県におかれては、市町村へ委任した事務について、常にその状況把握に

努められ、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努められたい。

## 6 災害時要援護者の対策について

近年の風水害・地震災害等においては、死者の大半が65歳以上の高齢者であるなど、災害時要援護者の支援対策は、災害による人的被害を軽減するための重要課題となっている。

そのため、政府全体として「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改定）及び「災害時要援護者対策の進め方について」（平成19年3月）のとりまとめ等、さまざまな取り組みを行っており、平成21年度においては「大雨災害における避難のあり方等検討会」（内閣府）及び「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」（消防庁、内閣府）を設置し、適切な避難のあり方等について検討を行い、本年3月に報告書がとりまとめられたところである。また、大雨災害発生後の昨年8月には、関係省庁連名通知「平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について」（平成21年8月13日付府政防第598号、消防災第328号、21文科施企第17号、社援総発0813第1号、21経営第2595号、国河防第292号、気企第99号）を発出し、災害時要援護者及び災害時要援護者関連施設に係る避難支援対策の重点実施について、取り組みの推進をお願いしているところである。

また、市町村におかれては、関係省庁連名通知「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」（平成19年12月18日付府政防第885号、消防災第421号、社援総発第1218001号、国河防第563号）に基づき、各自治体において定められた避難支援プランの全体計画に基づく個別計画等の策定に取り組んでいただいているところである。災害救助法に基づく救助においては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に特別な配慮を行う避難所を「福祉避難所」として位置づけ、それらの者に対して適切にサービスを提供する際に要した費用を国庫の対象経費として認めているところである。厚生労働省としては、災害時における福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」（平成20年6月）をお示しするとともに、各種会議の場などにおいて普及・啓発を行っているところであるが、平成22年3月末現在、市町村内に福祉避難所を1か所以上指定している自治体の割合は34.0%（災害救助・救援対策室調べ）と、事前指定の取り組みは徐々にではあるが進められているところである。（平成22年3月末時点の指定状況は23.8%）

各都道府県においては、管内市町村に対し、福祉避難所の一層の周知を図るとともに、福祉避難所に対する理解と事前指定の推進に向けて、さらなる取り組みをお願いしたい。

なお、指定に当たっては、福祉避難所に適した施設と人材の確保について、広域的な視点での調整を図りつつ、管内市町村への支援を図るようお願いしたい。

## 7 市町村への周知

市町村は都道府県からの委任を受け、災害救助に関する実務の一翼を担う重要な組織であり、各都道府県の救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応によるところも大きい。

このため、都道府県におかれては、市町村の災害救助事務担当者に対して研修を行うなど、災害救助事務について一層の周知を図られたい。なお、本会議の内容については、説明会を開催するなど必ず周知されたい。

## Ⅱ 災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する実務について

厚生労働省社会・援護局総務課  
災害救助・救援対策室

## Ⅱ-1 災害救助法の実務について

## Ⅱ-2 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の実務

### 1 制度の目的

「災害弔慰金の支給等に関する法律」は、自然災害により死亡した者の遺族に対し弔慰のために災害弔慰金を、精神または身体に重度の障害を受けた者に対し災害障害見舞金をそれぞれ支給するとともに、被災世帯の世帯主に対しては生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うことを目的とした制度である。

### 2 実施主体

- (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けは、市町村が条例を制定して行うこととされている。
- (2) 災害発生直後の極めて困難な状況の下で、迅速かつ的確に事務を遂行する必要があるため、あらかじめ、事務担当者を定めておくとともに、各種の事態に対応した円滑な処理が行えるよう連絡体制、事務処理手続等の周知徹底などについて十分配慮願いたい。

### 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金について

- (1) 支給対象災害
  - ① 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となる災害は、市町村の人口数にかかわらず、1つの市町村の区域内で5以上の世帯の住居が滅失すれば対象災害となる。この場合、住居が滅失した世帯数の換算は、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例によるほか、全壊、半壊等の被害認定は、災害救助法の運用基準の例による。  
(厚生省告示第192号「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」の(1))
  - ② 都道府県の区域内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、その都道府県のすべての市町村の被害が対象災害となる。  
(同(2)のイ)
  - ③ 都道府県の区域内で、自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、その都道府県のすべての市町村の被害が対象災害となる。  
(同(2)のロ)
  - ④ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上あ

る場合、全国すべての市町村（その都道府県外の市町村も含む。）の被害が対象災害となる。（同（2）のハ）

## （2）支給対象

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないので、留意願いたい。

自然災害による死亡であるか否か、障害の原因となる負傷または疾病が自然災害によるものか否かの判定は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う市町村長が行うこととなるが、事実関係が明白でない場合には、警察又は消防等の各機関の情報などにより十分調査確認のうえ判定されたい。それでも判定が困難な場合は、市町村において医師や弁護士等の有識者による審査会を設置して、第三者の意見を聞くなど、その認定については慎重を期されたい。

## （3）支給方法

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給は、受給権に基づいて支給されるものではなく自然災害による死亡及び障害という事実に対し、市町村の措置として支給される。したがって、市町村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行って支給するものとし、申請書の提出、支給の決定の通知等の手続きは、通常必要としないものであることに留意されたい。

# 4 災害援護資金について

## （1）貸付け対象災害

- ① 都道府県の区域内において、災害救助法による救助が行われた場合、都道府県の各市町村は、貸付けを実施することができる。
- ② 災害救助法による救助が行われたときは、都道府県からその区域内の各市町村に対し連絡をとるよう配慮されたい。

## （2）所得制限

- ① 災害援護資金が、被災世帯の生活の立て直しに資するため貸付けられる低利融資であることに鑑み、資金調達の比較的容易と考えられる一定所得以上の世帯については、貸付けの対象とはしない。
- ② 災害援護資金にかかる所得の基準額について、貸付けの対象となる世帯の住居が滅失した場合については、その損害の大きさからくる資金需要の大きさに鑑み、基準額を1, 270万円としているところである。なお、この場合の住居の「滅失」には、全壊、全焼、流失のすべてを含むものとする。

## （3）他制度との連携

被災者の生活再建については、被災者生活再建支援法など他制度の活用も図り、

これらを組み合わせて対応するよう市町村に対して適切な助言をされたい。

#### (4) その他留意事項

居住の事実がないにもかかわらず住民の登録地で被災し、家財が使用不能となったとして、り災証明書を取得し、虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸付を受けた詐欺事件などが過去に発生している。

災害援護資金の貸付に当たっては、その対象となる被害の認定について、貸付を受けようとする者の申告に基づき、必要な調査をして確認することとされているため、適切な災害援護資金の貸付事務を行うよう改めて留意願いたい。

### Ⅱ-3 担当者の異動連絡等について

都道府県・指定都市の災害救助担当者及び国民保護（救援）担当者等に異動があった場合については、別紙の様式により逐次災害救助・救援対策室まで連絡願いたい。

# 担当者の異動連絡等について

担当業務 救助法・弔慰金・貸付金

1 担当部局・課・係名 \_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_ 部(局) \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_ 係

2 担当者の職名、氏名、自宅電話番号

職階	職名	ふり 氏	がな 名	自宅電話番号(※)
部長級				
課長級				
補佐級				
係長級				
担当者				

(注) 担当部長以下の記載をお願いします。

3 緊急時の連絡順位 (職名を記入願います) (※)

① \_\_\_\_\_ → ② \_\_\_\_\_ → ③ \_\_\_\_\_ → ④ \_\_\_\_\_ → ⑤ \_\_\_\_\_

4 職場の電話、FAX番号

- ・ 電話番号： ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ (代 表) 内 線 \_\_\_\_\_  
( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ (直 通)
- ・ FAX番号： ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_
- ・ Eメールアドレス： 担当者氏名 \_\_\_\_\_ Eメールアドレス \_\_\_\_\_

→ 直通番号が無い場合は、その対応方法について記載願います。

対応方法 \_\_\_\_\_

( 例 代表電話が24時間体制であり、警備員より転送 等 )

※ 2の自宅電話番号、3緊急時連絡先につきましては、災害救助法担当者のみご記入願います。

# 担当者の異動連絡等について

担当業務 国民保護（救援）事務

1 担当部局・課・係名 \_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_ 部（局） \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_ 係

2 救援担当者の有無 有 ・ 無 （該当する方に○をして下さい）  
（無しの場合の担当者の位置づけ： \_\_\_\_\_ ）  
例 総合窓口、避難者生活支援窓口 等

3 担当者の職名、氏名、自宅電話番号

職 階	職 名	ふり 氏	がな 名	自 宅 電 話 番 号 (※)
部長級				
課長級				
補佐級				
係長級				
担当者				

（注）担当部長以下の記載をお願いします。

4 緊急時の連絡順位（職名を記入願います）（※）

① \_\_\_\_\_ → ② \_\_\_\_\_ → ③ \_\_\_\_\_ → ④ \_\_\_\_\_ → ⑤ \_\_\_\_\_

5 職場の電話、FAX番号

・ 電話番号： ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ (代 表) 内 線 \_\_\_\_\_  
 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ (直 通)

・ FAX番号： ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

・ Eメールアドレス： 担当者氏名 \_\_\_\_\_ Eメールアドレス \_\_\_\_\_

→直通番号が無い場合は、その対応方法について記載願います。

対応方法

（例 代表電話が24時間体制であり、警備員より転送 等 ）

※ 所管課内で明確に救援業務という分担等がされていない場合は、対外的な窓口の登録をお願いします。その場合、当方より連絡を入れるときに混乱の生じないようにご留意願います。

### Ⅲ 災害救助対策事業について

厚生労働省社会・援護局総務課  
災害救助・救援対策室

# Ⅲ 災害救助対策事業について

## 1 事業の趣旨

- ・ 本事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、市町村が災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために創設されたものであり、災害時において第一線で被災者に接し、災害救助法の適切な運用を図ることが要請される市町村の災害救助関係職員に対し、災害救助に関する実務的な研修等を行うとともに、地域住民に対して災害救助制度に関する広報・啓発等を行い、災害救助法による応急救助の的確な実施を図るための基盤整備を行うことを趣旨としている。

このため、災害対応時における各自治体の経験や地域住民の要望等も踏まえ、被害の軽減や未然防止及び応急救助における各部局間・行政間等の連携の強化を目指して本事業を積極的に活用されたい。

## 2 実施主体

- ・ 実施主体は都道府県とする。

## 3 事業内容

### ① 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議

管内市町村の災害救助関係幹部職員に対し、災害救助法に基づく応急救助制度の周知徹底を図るとともに、相互支援を迅速に行うための連絡会議を行う。

### ② 市町村災害救助担当職員研修会

管内市町村の災害救助担当職員に対し、災害救助法に基づく応急救助制度や災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金の貸付等、災害発生後速やかに市町村が実施すべき業務についての理解を深め、さらに、各市町村の個々の災害時の対応や平時からの備え（高齢者や障害者等、災害時要援護者対策を含む）について情報交換を図る等の研修を行う。

### ③ 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

地域住民に対し、災害救助制度に関する理解と関心を高めるため、リーフレット及びパンフレット等の作成及び配布（特に福祉避難所に関するもの）、危機管理専門家等による講演会の開催、災害ボランティア育成等を行い、万が一災害が発生した際において、応急救助が住民の協力を得て円滑に実施されるための基盤作りを進める。

### ④ その他災害救助の的確な実施等に資する事業

応急救助の的確な実施を図るためのマニュアル作成（例：福祉避難所の設置・運営、災害時要援護者の避難支援、災害時の心のケア、災害ボランティア、応急仮設住宅の設置等）、又は災害弔慰金・災害援護資金施行事務の適切な実施を図るための研修等。

#### 4 協議について

- ・ 本事業は、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき実施しているところである。平成22年度セーフティネット支援対策等事業費補助金にかかる交付方針、協議様式等については、平成22年4月15日社援保発0415第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知によりお示ししているところであるので、都道府県におかれては、災害救助の円滑な実施に資するため、本事業を積極的に検討されたい。

なお、本事業は事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上、本事業を活用されたい。

#### 5 実施上の留意事項

- ・ 本事業の実施に当たっては、日本赤十字社支部、その他災害救助関係団体等との連携に十分配慮されたい。
- ・ 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議及び市町村災害救助担当職員研修会については、管内市町村から必ず1名以上の参加が得られるよう努められたい。なお、参加費については無料にするとともに、研修会等の開催時期の選定に当たっては、対象者が参加しやすい時期を考慮して決定されたい。

#### 6 平成21年度の実施状況

- ・ 24の地方自治体において実施された。
- ・ 災害時に重要な役割を果たす自治体間の連携や担当職員の災害に関する知識を高めることを目的とする「市町村災害救助担当職員研修会」として活用を図った自治体が多い。

##### 平成21年度災害救助対策事業の実施都道府県数の状況（事業別）

1	市町村災害救助関係幹部職員連絡会議	1件
2	市町村災害救助担当職員研修会	22件
3	啓発普及事業	10件
4	その他	6件

**【参考】 具体的事例**

- ・ 県内市町村の中で災害時要援護者の避難支援対策に先進的に取り組む地区をモデル地区として選定し、その地区における自主防災活動（防災マップ作り、避難訓練等）を通じて、要援護者の把握、個別計画の策定や台帳整理等の一連の事務に関する事例集を作成。（大分県）
- ・ 災害時に、県・市町村のボランティア支援本部においてボランティアの活動を円滑にコーディネートできるように、県の防災ボランティアコーディネータに対し、実践的な知識・行動体制の習得を図るためのフォローアップ講座を開催。（愛知県）

- ・ 本事業の活用により、管内市町村の発災時の連絡体制、備蓄の状況等を十分把握し、整備の状況等が不十分な市町村に対しては指導を行うなどして、応急救助の実施体制の整備拡充を進められたい。

## 7 国民保護（救援）関連対策事業について

- ・ 災害救助対策とともに「国民保護（救援）関連対策事業」についても平成17年度よりセーフティネット支援対策等事業のメニュー事業となっているので、都道府県及び指定都市においては、積極的に検討されたい。

#### IV 災害救助等にかかる事例報告



IV－I

災害救助等にかかる事例報告①

中国・九州北部豪雨災害の経験

山口県

# 平成21年中国・九州北部豪雨災害 災害救助等にかかる事例報告

平成22年 5月31日  
山口県健康福祉部厚政課

## 1 豪雨災害の概況 [山口県]

(1) 災害発生日 平成21年7月21日(火)

### (2) 気象状況

7月19日以降、梅雨前線の停滞による降雨が続いた上、21日明け方から猛烈な雨となり(山口・防府地区は7月21日4時18分に大雨警報発表)、山口市で時間雨量74.5mm、防府市で時間雨量63.5mmを記録した。

(1時間降水量、3時間降水量、24時間降水量が観測史上1位を更新)

### (3) 被害状況

#### ①概要

(2)の豪雨により、山口・防府を中心に各地で大規模な土砂災害や浸水被害が発生し、22名の人命が失われたほか、多数の家屋が滅失又は浸水し、一部の道路・河川が損壊した。

特に、防府市の特別養護老人ホームでは、局所的な大規模土石流の直撃を受けて、多数の入所者(災害時要援護者)が死傷したほか、山口市では、河川の氾濫により浄水場が冠水し、最大時35,377戸が断水した。

#### ②人的被害・住家被害

山口県	人的被害(人)				住家被害										
	市町名	死亡	行方不明	負傷	計	全壊		半壊		床上浸水		床下浸水		計	
						世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
山口市	0	0	0	0	2	8	9	26	462	1,102	1,561	3,659	2,034	4,795	
防府市	19	0	34	53	32	68	149	243	125	301	1,012	2,265	1,318	2,877	
その他	3	0	1	4	1	2	7	12	167	378	1,279	2,837	1,454	3,229	
合計	22	0	35	57	35	78	165	281	754	1,781	3,852	8,761	4,806	10,901	

#### ③避難状況

避難指示 3市 1,129世帯 3,016名

避難勧告 10市1町 37,108世帯 87,218名

※ 災害発生後も断続的に降雨が続き、二次災害の恐れがあったこと、また土石流によりライフラインが遮断されたこと等により、被災者の避難生活が長期化した(30日間)。

## 2 災害救助法の適用

### (1) 災害救助法適用市町村及び適用年月日

山 口 市 (人口:192千人) 平成21年7月21日 (7月22日適用決定)

防 府 市 (人口:117千人) 平成21年7月21日 (7月21日適用決定)

### (2) 災害救助法適用の理由

○災害救助法施行令第1条第1項第4号

7月21日の豪雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としているため。

### (3) 災害救助費

総 額 : 1 1 5 , 7 3 6 , 4 4 5 円 (うち県負担金額: 57, 868, 223円)

救 助 費 : 106,389,316 円

救助事務費 : 9,347,129 円

### (4) 災害の発生・対応の経過

[7月21日(火)]

06:28 県内全域に大雨警報発表

07:40 土砂災害警戒情報発表(山口市、防府市)

08:00 山口市で時間雨量74.5mmを記録

08:08 県内全域に洪水警報発表

09:00 防府市で時間雨量63.5mmを記録

10:00 山口県災害対策本部設置

11:40 山口市検畑で土石流発生

11:56 防府市国道262号上勝坂付近で土石流発生

12:14 防府市奈美で土石流発生

12:15 防府市真尾(特別養護老人ホーム)、防府市真尾大歳地区で土石流発生

12:20 陸上自衛隊第17普通科連隊に災害派遣要請(防府市における捜索救助活動)

13:10 DMA T出動要請(県立総合医療センター、山口大学医学部附属病院、徳山中央病院)

14:12 各DMA T活動開始(防府市内)

15:00 内閣府情報対策室、消防庁災害対策室設置

[山口市において、朝田浄水場の浸水被害により約29,300戸が断水]

21:15 陸上自衛隊第17普通科連隊に災害派遣要請(山口市における給水支援活動)

23:15 土石流により被災した老人福祉施設入所者の他施設受入完了

[防府市に災害救助法を適用]

[7月22日(水)]

[山口市に災害救助法の適用を決定(7月21日適用)]

06:45 陸上自衛隊の給水支援隊が給水活動開始(山口市)

07:00 「きらら」、山口市及び防府市の被災現場の情報収集開始

21:00 山口市において水道送水管の漏水により6,077戸が断水(山口市全体で35,377戸断水)

3 災害救助の内容

救助の種類	実施内容																												
避難所の設置	<p>(1) 実施状況</p> <table border="1" data-bbox="432 322 1406 510"> <thead> <tr> <th>県市町</th> <th>設置箇所</th> <th>期間</th> <th>員数(延人)</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>25</td> <td>7/21～8/10</td> <td>4,500</td> <td>5,838</td> <td>26,268,067</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防府市</td> <td>27</td> <td>7/21～8/19</td> <td>5,605</td> <td>533</td> <td>2,986,112</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>1</td> <td>7/21～7/21</td> <td>77</td> <td>5,883</td> <td>452,957</td> <td>県立衛生看護学院</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別基準</p> <p>山口市 ①期間延長 7日以内→21日間(二次災害の恐れ、交通途絶、ライフライン復旧)      ②基本額増額 300円以内→5,838円[1人1日]      (暑気対策エアコン設置、情報提供テレビ設置、プライバシー配慮パーテーション設置、入浴施設送迎等)</p> <p>防府市 ①期間延長 7日以内→30日間(二次災害の恐れによる避難指示・勧告の継続)      ②基本額増額 300円以内→533円[1人1日]      (仮設入浴施設、洗濯機、非常用仮設電源装置、暑気対策クーラーボックス等の設置)</p>	県市町	設置箇所	期間	員数(延人)	単価	金額	備考	山口市	25	7/21～8/10	4,500	5,838	26,268,067		防府市	27	7/21～8/19	5,605	533	2,986,112		山口県	1	7/21～7/21	77	5,883	452,957	県立衛生看護学院
県市町	設置箇所	期間	員数(延人)	単価	金額	備考																							
山口市	25	7/21～8/10	4,500	5,838	26,268,067																								
防府市	27	7/21～8/19	5,605	533	2,986,112																								
山口県	1	7/21～7/21	77	5,883	452,957	県立衛生看護学院																							
応急仮設住宅の供与	<p>実施なし</p> <p>※県営・市営・雇用促進住宅の臨時的入居受入(家賃減免)で対応</p>																												
炊出しその他による食品の供与	<p>(1) 実施状況</p> <table border="1" data-bbox="432 1070 1406 1214"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th>供与期間</th> <th>員数(延人)</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>7/21～8/8</td> <td>4,514</td> <td>956</td> <td>4,311,352</td> <td>給食センター等</td> </tr> <tr> <td>防府市</td> <td>7/21～8/19</td> <td>6,676</td> <td>1,791</td> <td>11,952,568</td> <td>弁当代等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別基準</p> <p>山口市 ①期間延長 7日以内→19日間      防府市 ①期間延長 7日以内→30日間      ②基本額増額 1,010円以内→1,791円[1人1日]      (避難生活長期化に伴うメニューの多様化等)</p>	市町	供与期間	員数(延人)	単価	金額	備考	山口市	7/21～8/8	4,514	956	4,311,352	給食センター等	防府市	7/21～8/19	6,676	1,791	11,952,568	弁当代等										
市町	供与期間	員数(延人)	単価	金額	備考																								
山口市	7/21～8/8	4,514	956	4,311,352	給食センター等																								
防府市	7/21～8/19	6,676	1,791	11,952,568	弁当代等																								
飲料水の供給	<p>(1) 実施状況</p> <table border="1" data-bbox="432 1532 1406 1630"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th>供給期間</th> <th>員数(延人)</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>7/21～7/31</td> <td>475,000</td> <td></td> <td>13,742,109</td> <td>給水車等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別基準</p> <p>山口市 ①期間延長 7日以内→11日間(浄水場冠水による断水)</p>	市町	供給期間	員数(延人)	単価	金額	備考	山口市	7/21～7/31	475,000		13,742,109	給水車等																
市町	供給期間	員数(延人)	単価	金額	備考																								
山口市	7/21～7/31	475,000		13,742,109	給水車等																								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 実施状況</p> <table border="1" data-bbox="432 1818 1406 1962"> <thead> <tr> <th>県市町</th> <th>給与期間</th> <th>員数(世帯)</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防府市</td> <td>7/21～8/31</td> <td>33</td> <td></td> <td>168,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>7/21～7/24</td> <td></td> <td></td> <td>1,631,520</td> <td>基金事前購入物資</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別基準</p> <p>防府市 ①期間延長 10日以内→42日間</p>	県市町	給与期間	員数(世帯)	単価	金額	備考	防府市	7/21～8/31	33		168,800		山口県	7/21～7/24			1,631,520	基金事前購入物資										
県市町	給与期間	員数(世帯)	単価	金額	備考																								
防府市	7/21～8/31	33		168,800																									
山口県	7/21～7/24			1,631,520	基金事前購入物資																								

救助の種類	実施内容					
医療	(1) 実施状況					
	県	期間	員数(延人)	単価	金額	備考
	山口県	7/21～7/21	62		189	DMAT使用薬剤
※DMAT3チーム出動(輸送費は「輸送費」、人件費は「賃金職員等雇上費」に計上)						
災害にかかった者の救出	(1) 実施状況					
	県	供与期間	員数(延人)	単価	金額	備考
	山口県	7/21～7/22	148		1,240,902	ヘリコプター燃料等
※防府市の実施した救出は「死体の捜索」に計上						
災害にかかった住宅の応急修理	(1) 実施状況					
	市町	供給期間	員数(世帯)	単価	金額	備考
	山口市	7/21～10/7	9	518,444	4,665,995	
防府市	7/21～10/16	43	479,190	20,605,140		
(2) 特別基準						
山口市 ①期間延長 1ヶ月以内→79日間 (二次災害の恐れ、住家被害認定作業の遅れ、木材乾燥、大量に流入した土砂の撤去)						
防府市 ①期間延長 1ヶ月以内→88日間 (二次災害の恐れ、木材乾燥、大量に流入した土砂の撤去)						
※応急修理の期間が伸びた一つの原因として、土石流への恐れから被災者が住家を修理して現住地に留まるか、引っ越すか迷われて着工が遅くなるケースがあった						
学用品の給与	(1) 実施状況					
	県市町	給与期間	員数(人)	単価	金額	備考
	山口市	7/21～8/31	19		71,574	
防府市	7/21～8/31	20		93,487		
山口県	7/21～8/31	3		18,922	私立高校	
(2) 特別基準						
山口市 ①期間延長 1ヶ月以内→42日間(教科書等喪失状況の把握)						
②基本額増額 小学生児童 4,100円→5,600円						
中学校生徒 4,400円→8,152円						
防府市 ①期間延長 1ヶ月以内→42日間(教科書等喪失状況の把握)						
山口県 ①期間延長 1ヶ月以内→42日間(教科書等喪失状況の把握)						
死体の捜索	(1) 実施状況					
	県市町	捜索期間	員数(体)	単価	金額	備考
	防府市	7/21～7/29	14		5,592,300	業務委託(重機等使用)
山口県	7/21～7/28	14		1,619,100	業務委託(重機等使用)	

救助の種類	実施内容					
障害物の除去	(1) 実施状況					
	区市町	期間	員数(世帯)	単価	金額	備考
	山口市	7/21～9/10	20	494,642	9,892,821	業務委託(重機、ダンプカー等使用)
	防府市	7/21～9/11	12	16,667	200,000	
山口県	7/21～8/9	14	43,268	605,750	職員派遣による応援	
(2) 特別基準						
山口市 ①期間延長 10日以内→52日間 (2時災害の恐れ、交通途絶、住家被害認定作業の遅れ、大量に流入した土砂)						
②基本額増額 137,500円以内→494,642円 [1世帯]						
防府市 ①期間延長 10日以内→53日間 (2時災害の恐れ、交通途絶、大量に流入した土砂の撤去)						
輸送費	山口県 金額 55,900円 (DMAT3チーム出勤輸送費)					
賃金職員等雇上費	山口県 金額 213,751円 (DMAT3チーム出勤人件費)					
救助事務費	区市町	金額	備考			
	山口市	5,324,728	時間外勤務手当等			
	防府市	3,724,640	消耗器材費、食糧費等			
	山口県	297,761	旅費、印刷製本費等			

#### 4 災害救助における課題、災害後の取組等について

##### (1) 災害救助における課題

##### ●住家被害認定の早期実施

救助の実施(応急修理、障害物の除去等)及び災害援護資金ほかの被災者救援制度の適用にあたって、住家の被害認定は基礎情報となるため、極力早期に完了することが望ましい。

##### 被害認定の流れ

7月21日	発災
7月28日	被害認定調査計画について山口市・防府市と協議
7月31日	4班体制(県職1名、市職2名(仮務・建築)で1班を編制)で調査開始(防府市) ※山口市は市職員のみで調査実施
8月中旬	ほぼ完了

## (2) 災害後の取組等について

### ●福祉・医療施設防災マニュアル作成指針の策定

今回の災害では、特別養護老人ホーム（入所者等 103 人）が土石流の直撃を受け、多数の入所者（災害時要援護者）が死傷した。

#### 特別養護老人ホームの災害発生・対応経過

7月21日  
12:15 頃 防府市真尾で土石流発生（特別養護老人ホーム1階に土砂流入）  
16:00 頃 入所者を真尾公民館へ搬送  
18:00 頃 県立衛生看護学院へ搬送  
（学院長以下院生が入所者を看介護）  
19:15 頃 入所者の他施設への受入開始  
23:15 頃 入所者の他施設への受入完了（介護保険施設 50 人、病院 36 人）

県では、今回の災害を貴重な教訓として捉え、重要な4つの課題について、専門家等からなる検討委員会を設置し、ハード・ソフト両面から検討を進めた。

このうち、福祉・医療施設災害対策検討委員会では、「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13200/bousai-manual/bousai-manual.html>）を策定し、関係施設に周知を図るとともに、防災マニュアルの整備を促進することとした。

(参考)

委員会名	検討課題	事務局
①土石流災害対策検討委員会 (会長) 古川浩平 山口大教授	・土石流の原因究明と今後の土砂災害対策	砂防課
②山地災害対策検討委員会 (会長) 小川滋 九州大名誉教授	・山地崩壊の原因究明と今後の復旧対策や森林づくり	森林整備課
③福祉・医療施設災害対策検討委員会 (会長) 山本晴彦 山口大教授	・施設における土砂災害対策や防災マニュアル作成指針の策定	厚政課
④消防・防災連携推進検討委員会 (会長) 三浦房紀 山口大教授	・市町における防災部局と消防との連携による防災対応力の強化	防災危機管理課

## IV－II

### 災害救助等にかかる事例報告②

# 台風第9号災害の経験

## 兵庫県

# 台風第9号災害への対応

平成22年5月31日

## 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課

Hyogo Prefectural Government

1

### 台風第9号への対応

#### (1) 気象の状況

##### ① 概況

- H21年8月8日に日本の南で発生した熱帯低気圧は9日21時に台風9号となり、10日に紀伊半島の南、11日には東海と関東の南を通して日本の東海上へ進んだ。
- この影響で8日から11日にかけて九州地方から東北地方にかけて広い範囲で大雨となった。
- 兵庫県では、佐用町佐用で9日21時17分までの1時間に89mm、宍粟市一宮では、9日23時38分までの1時間に78mmを観測した。



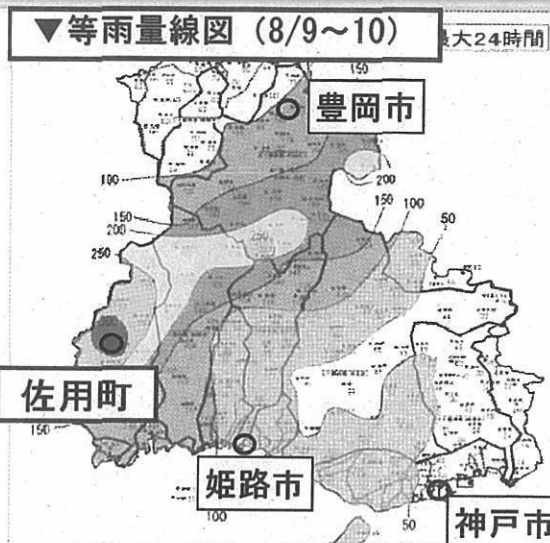
2

# 台風第9号への対応

## (1) 気象の状況

### ② 降雨の状況

- 強い雨の区域は、播磨北西部～但馬南部（千種川、揖保川、市川、円山川の上流域）
- 最大24hr雨量250mm以上は播磨北西部に集中
- 佐用地区では、最大24hr雨量327mmと既往最大雨量187mmを上回る記録的豪雨



▼主な地点の降雨量(8/9~10)

単位:mm

地域	播磨南西部							但馬南部
	観測所名 (河川名)	佐用 (佐用川)	円光寺 (佐用川)	上石井 (佐用川)	三河 (千種川)	千種 (千種)	上野 (引原川)	
今回雨量	上段( ):最大1hr	(82)	(70)	(62)	(54)	(71)	(48)	(55)
	下段 :最大24hr	327	283	270	262	251	235	257
既往最大 (最大24hr)		187	210	178	192	197	87*	221

※上野観測所(引原川)は、H19年度より観測開始

# 台風第9号への対応

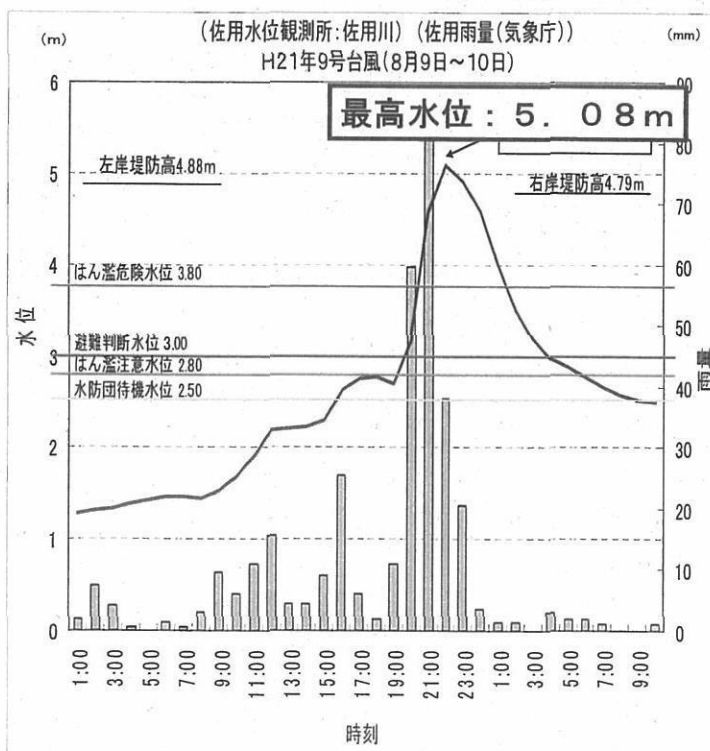
## (1) 気象の状況

### ③ 河川の増水状況

#### ○佐用川の水位

- 17時時点で2.76mとはん濫注意水位(2.8m)近くに達し、
- 19時50分に避難判断水位(3.0m)を超え、
- 20時からの1時間の82mmの豪雨により、20時40分には、はん濫危険水位(3.8m)も超えて、
- 21時50分時点で5.08mを記録。

▼佐用観測所 観測記録



# 台風第9号への対応

## (2) 被害の概況

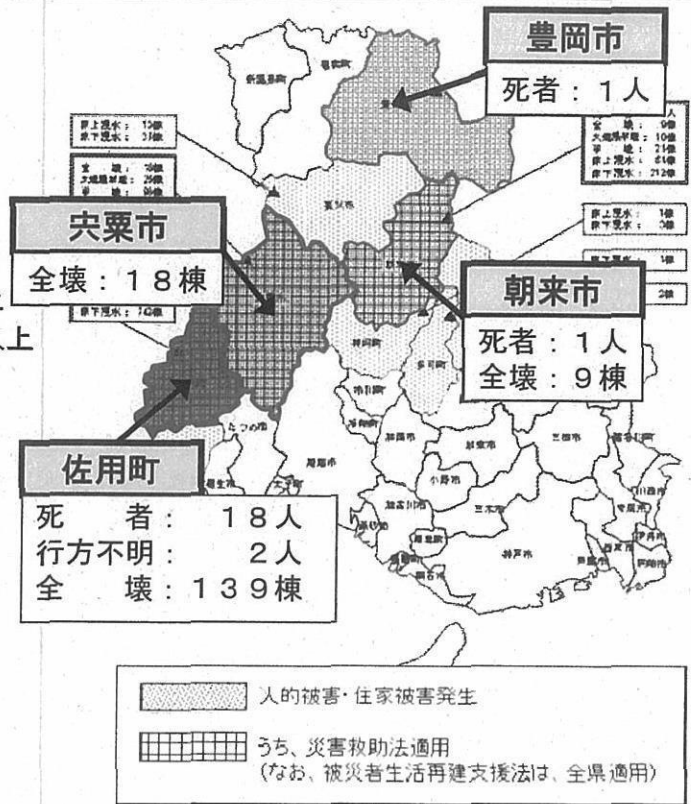
### ① 被害の概要

○佐用町、宍粟市、朝来市に被害が集中

○兵庫県内（平成22年3月15日現在）

- ・人的被害：死者20人、行方不明者2人
- ・住家被害：家屋の全半壊 1,100棟以上  
床上・床下浸水 1,800棟以上

人的被害 (人)	死者	20	
	行方不明	2	
	負傷者	重傷	3
		軽傷	4
住家被害 (棟)	全壊	166	
	半壊	305	
	大規模半壊	638	
	床上浸水	335	
	床下浸水	1,494	
	一部損壊	2	



# 台風第9号への対応

## (2) 被害の概況

### ② 死者の状況

男性：女性=11人：9人 高齢者(65歳以上)：4人

徒歩で避難中：11人、車で移動中：7人、自宅：1人、様子を見に出かけて：1人

佐用町	72歳男性：佐用川付近で遺体で発見 54歳男性：河川敷で水没した車両から遺体で発見 54歳男性：見土路橋で遺体で発見 49歳男性：円光寺集落で遺体で発見 48歳男性：上月地区で遺体で発見 40歳男性：横坂集落で遺体で発見 40歳男性：幕山川付近で遺体で発見 14歳男性：仁位集落で遺体で発見 7歳男児：幕山川付近で遺体で発見 86歳女性：自宅で水死 81歳女性：自宅近くで水死 47歳女性：山脇大橋東側で遺体で発見 47歳女性：上月三叉路付近で遺体で発見 40歳女性：濁流に巻き込まれて死亡 32歳女性：佐用川沿いで遺体で発見 16歳女性：濁流に巻き込まれて死亡 15歳女性：仁位集落で遺体で発見 4歳女児：濁流に巻き込まれて死亡
豊岡市	56歳男性：土砂運搬船が転覆し遺体で発見
朝来市	65歳男性：濁流に流され死亡

## (2) 被害の概況

### ③ 避難状況

- 避難指示：上郡町、豊岡市 131世帯、 362人
- 避難勧告：佐用町、上郡町の全町域ほか 約23,000世帯、約70,000人
- 避難状況：宍粟市、佐用町ほか 121箇所、約5,000人（8月10日ピーク時）

#### ◆避難状況(ピーク時:8月10日)

市町名	箇所数	避難者数
赤穂市	10	17
宍粟市	53	2,158
上郡町	7	189
佐用町	36	2,291
豊岡市	4	72
養父市	4	59
朝来市	7	300
合計	121	5,086

#### ◆避難指示

市町名	地区名	世帯数	人数	指示日時	解除日時	備考
上郡町	苔縄	84	227	8/10 0:35	8/10 3:30	避難勧告に変更
	河野原	37	105	8/10 0:55	8/10 3:30	避難勧告に変更
豊岡市	日高町浅倉旧国道	10	30	8/10 2:48	8/10 10:45	
合計		131	362			

#### ◆避難勧告

市町名	地区名	世帯数	人数
赤穂市	有年檜原、有年原、有年横尾	410	1,374
宍粟市	一宮町全域、山崎町神野、河東地区	4,700	16,000
上郡町	全町域	6,448	17,439
佐用町	全町域	7,221	20,456
豊岡市	日高町赤崎、浅倉、岩中、青田、江原、日置、鶴岡、日高、日吉、但東町矢根	1,284	3,557
養父市	八鹿市下網場、上網場、宿南(三谷、青山除く)	484	1,353
	八鹿町浅間		1事業所
朝来市	旧朝来町地域	2,346	6,676
合計		23,614	69,087

7

## (被害状況 写真 ①)

### 佐用町久崎地区



8

## (被害状況写真 ②)

### 佐用町佐用地区

### 佐用町平福地区



佐用町佐用地区



佐用町平福地区



佐用町佐用地区



護岸の損壊状況(佐用川)

9

## (被害状況写真 ③)

### 宍粟市一宮町福知地区



道路流失(一宮生野線)



桥梁流失(市道 津羅橋)



護岸流失(福知川)



護岸流失(福知川)

10

朝来市神子畑・土肥地区



日本海



流木が橋梁を閉塞(国道429号 土肥橋)



道路流失(国道429号)



道路流失(国道429号)



土石流が堆積した家屋

台風第9号への対応



(3) 対応

① 対応体制

■災害対策本部等の設置状況

- ・ 8月 9日 14時15分：兵庫県災害対策センターで警戒準備体制 構築
- ・ 8月 9日 21時25分：兵庫県災害警戒本部、西播磨県民局災害警戒本部 設置
- ・ 8月10日 0時00分：兵庫県災害対策本部、兵庫県災害対策西播磨地方本部 設置
- ・ 8月10日 1時30分：但馬県民局災害警戒本部 設置
- ・ 8月10日 4時00分：兵庫県災害対策但馬地方本部 設置

■災害対策本部会議の開催状況

- ・ 第1回本部会議：8月10日
- ・ 第2回本部会議：8月13日
- ・ 第3回本部会議：8月19日
- ・ 第4回本部会議：8月27日

【参考】市町における災害対策本部等の設置状況

佐用町、上郡町、宍粟市、豊岡市、朝来市等で災害対策本部等を設置

- ・ 8月 9日 19時00分：佐用町災害対策本部 設置
- ・ 8月 9日 21時20分：上郡町災害対策本部 設置
- ・ 8月 9日 22時20分：宍粟市災害対策本部 設置
- ・ 8月10日 2時11分：豊岡市災害対策本部 設置
- ・ 8月10日 0時30分：朝来市災害対策本部 設置 等

## (3) 対応

### ② 災害救助法等の適用

#### ■災害救助法の適用

- 法適用日 : 平成21年8月9日(日)
- 適用市町名 : 佐用町、宍粟市、朝来市

#### ■被災者生活再建支援法の適用

- 法適用日 : 平成21年8月9日(日)
- 適用市町名 : 兵庫県全域

## (3) 対応

### ③ 生活支援対策(その1)

#### ■避難所等への支援

- 医療救護班の派遣(避難所に救護所を開設)
  - ・久崎小学校: 8月10日~20日(延べ16班147人: 日赤姫路・神戸等)
  - ・佐用小学校: 8月10日~17日(延べ10班 46人: 赤穂市民病院、姫路循環器病センター等)
- 保健師等の派遣: 8月12日~15日(延べ136人: 県(95人)、神戸市他4市(41人))

#### ■し尿・ごみ対策

- 仮設トイレの設置: 佐用町の5避難所に計14基、断水した5集落に110基(水道復旧で8月27日撤去)
- 災害ごみの収集、仮置場への運搬(佐用町: 8月11~26日、宍粟市: 8月14~21日)  
【応援状況】・県内37市町一部事務組合、車両738台、人員2,155人
  - ・仮置場に集積した災害ごみは分別、粉碎し順次処理。焼却は県内他市町で広域処理(上郡町、宍粟市、豊岡市、養父市→10月未完了、朝来市、佐用町→H22.2月未完了)

#### ■飲料水・医療用水の確保

- 断水状況: 6市町(上郡町、佐用町、宍粟市、豊岡市、朝来市、養父市)で断水、9月8日解消
- 給水活動実績  
【県】給水車: 28市町等から186台、保存飲料水: 県から5,880本など(8月20日活動終了)  
【自衛隊】水タンク車: 延べ15両、トレーラー: 延べ38両(8月19日活動終了)

# 台風第9号への対応



## (3) 対応

### ④ 生活支援対策(その2)

#### ■消毒

- 佐用町、宍粟市、朝来市の各自治会や区長を通じて消毒薬を配布
- 8月11日から配布、10月1日。全地区の消毒完了

#### ■住家の被害認定

- り災証明書の早期発行のため、県・市町からの職員派遣により被害調査を実施

市町名	調査開始日	調査員(延べ人数)	調査件数
佐用町	8月13日	415人	1,789件
宍粟市	8月17日	324人	559件
朝来市	8月13日	150人	313件
合計	—	889人	2,661件

平成22年1月31日現在

#### ■その他

- 高齢者・障害者支援、食料品等の物資の調達・供給、食中毒対策、災害義援金の募集、災害援護金の支給、医療機能の確保、ペット対策、被災児童生徒への支援、悪徳商法による被害の未然防止、被災者のこころのケアを実施

15

# 台風第9号への対応



## (3) 対応

### ⑤ 住宅対策

#### ■応急対策

##### ○応急仮設住宅

市町名	地区	区分	戸数	着工	入居開始
佐用町	上月	第1期	13	8月19日	9月6日
		第2期	11	8月22日	9月11日
	久崎	18	8月22日	9月15日	
合計			42		

##### ○県営住宅への一時入居等

	戸数 (最大時)
県営住宅への一時入居	7戸
教職員住宅への一時入居	5戸
雇用促進住宅の空き家のあっせん	39戸

#### ■住宅の再建支援 (H22.3.31現在)

##### ○被災者生活再建支援金

- ・被災者生活再建支援法対象(全壊・大規模半壊)：495世帯、706,000千円(最高300万円)
- ・県独自支援(半壊・床上浸水)：780世帯、179,200千円(半壊25万円、床上浸水15万円)

##### ○兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)

- ・共済給付金：199戸、242,200千円(被害認定により最大600万円)

##### ○その他

- ・住宅再建に係る手数料免除、高齢者の住宅再建への助成、一時転居への家賃助成、現地住宅復興相談コーナーの設置 等

16

## (3) 対応

### ⑥ ボランティアの派遣・受入支援

「ひょうごボランタリープラザ」が中心となり、ボランティアの派遣・受入について支援を実施

- 災害救援ボランティア支援センター
  - ・ ひょうごボランタリープラザに設置
- 現地災害ボランティアセンター等
  - ・ 佐用町・宍粟市・朝来市の社協に設置
  - ・ ボランティア延べ活動者数 約19,000人(H22.1.31現在)
- 主な支援内容
  - ・ 現地への職員派遣、現地災害ボランティアセンター等との連絡調整、ボランティアバスの運行 等
  - ・ ボランティアバス等の運行状況:延べ90日、約2,500人(H22.1.31現在)



17

## (3) 対応

### ⑦ 応援職員の派遣

8月13日以降、県及び県内市町から佐用町及び宍粟市に応援職員を派遣(～12月25日)

- 派遣人数
  - ・ 県職員延べ 911人、市町職員延べ 1,450人  
(保健師、看護師、廃棄物処理要員等除く)
- 主な業務
  - ・ 家屋被害認定調査、
  - ・ 避難所運営
  - ・ 物資搬送
  - ・ 災害対策本部運営
  - ・ 総合相談
  - ・ 被災者生活再建支援法等に関する相談
  - ・ 選挙事務
  - ・ 災害査定 等

※この他、県から佐用町に防災・復旧・復興対策のため、県職員2人(町における理事級の職員及び課長補佐級の土木職員)を派遣するとともに、佐用町から県に、防災の研修のため、県災害対策課に職員1人が派遣されている。

18

## (3) 対応

### ⑧ 被災者生活再建支援法の適用

#### ■被災者生活再建支援法の適用

- 法適用日 : 平成21年8月9日 (日)
- 適用市町名 : 兵庫県全域

#### ■支援金支給実績 (平成22年4月30日現在)

- 全 壊…227世帯、379,250千円
- 大規模半壊…270世帯、342,750千円
- 合 計…497世帯、722,000千円

#### ■法適用、支援金支給経過

区 分	佐用町	宍粟市	朝来市
災害発生	8月9日		
法適用決定日(※) (法適用日:8月9日)	8月10日 (施行令第1条第1号該当)	8月11日 (施行令第1条第1号該当)	8月14日 (施行令第1条第4号該当)
市町担当職員への説明会	8月17日、21日	8月17日	8月25日
支援金申請書受付開始	8月25日	8月30日	9月1日
支援金支給開始	9月15日	9月25日	9月25日

※ 8月27日 兵庫県全域に法適用決定(施行令第1条第3号該当)

19

## (3) 対応

### ⑨ 住宅の再建支援策:兵庫県の独自支援(公的支援)

#### ○被災者生活再建支援金事業 (単独)

被災者生活再建支援金 (国制度) の支給対象とならない半壊、床上浸水世帯に対し、支援金を支給。

#### <支給実績>

780世帯、1億7,920万円 (平成22年3月31日現在)

#### <事業概要>

- 実施主体 市町
- 対象災害 平成21年度中の自然災害で知事が特に定めるもの
- 支給対象 半壊、床上浸水 (家屋の損害割合が10%以上20%未満)の被害を受けた世帯
- 支給額 半壊25万円、床上浸水15万円
- 負担割合 県2/3、市町1/3

#### ○その他

住宅再建に係る手数料免除、高齢者の住宅再建への助成、一時転居への家賃助成、現地住宅復興相談コーナーの設置 等

20

## (3) 対応

### ⑩ 住宅の再建支援策：兵庫県の独自支援（共助のしくみ）

#### ○兵庫県住宅再建共済制度（愛称：フェニックス共済）

住宅所有者の相互扶助の仕組みとして、県が条例に基づいて実施する「兵庫県住宅再建共済制度」について、台風第9号により被害を受けた住宅の再建・購入、補修等を支援するため、共済給付金を給付

負担金		給付金	
年額5,000円 (初年度は、月500円 (上限5,000円))		住宅が半壊以上の被害を受けた場合、	
自然災害発生	再建等給付金	再建・購入	600万円
	補修給付金	全壊で補修	200万円
		大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円	
居住確保給付金	再建・購入・補修をしない場合	10万円	

注1) 例外での再建・購入の場合は、給付額は1/2になります。  
注2) 再建住宅等については、次の制約があります。  
① 再建等給付金の給付は、県での再建・購入に限ります。  
② 居住確保給付金は給付されません。

#### <給付実績>

200戸、2億5,920万円（平成22年5月12日現在）

自助・公助の限界を埋める  
住宅所有者間の相互扶助の仕組み



兵庫県が全国で初めて制度化  
平成17年9月より

- 住宅所有者が平時から住宅再建に必要な資金を寄せ合う
- 地震・台風・洪水等さまざまな自然災害を対象
- 年5,000円の共済掛金で、全壊した住宅の再建・購入に600万円を給付
- この度の台風第9号災害において初の支給
- 平成22.8～同災害では住宅だけでなく、家財にも大きな被害が発生したことから家財を対象に最大50万円を給付する制度を創設し、被災者の生活基盤の早期回復を一層促進

## (3) 対応

### ⑪ 応援職員の派遣

8月13日以降、県及び県内市町から佐用町及び宍粟市に応援職員を派遣（～12月25日）

- 派遣人数
  - ・県職員延べ 911人、市町職員延べ 1,450人  
(保健師、看護師、廃棄物処理要員等除く)
- 主な業務
  - ・家屋被害認定調査、
  - ・避難所運営
  - ・物資搬送
  - ・災害対策本部運営
  - ・総合相談
  - ・被災者生活再建支援法等に関する相談
  - ・選挙事務
  - ・災害査定 等

※この他、県から佐用町に防災・復旧・復興対策のため、県職員2人（町における理事級の職員及び課長補佐級の土木職員）を派遣するとともに、佐用町から県に、防災の研修のため、県災害対策課に職員1人が派遣されている。

# 台風第9号への対応

## (4) 災害救助法にかかる対応

### ① 事務の流れ

- 8月10日 兵庫県災害対策本部設置
- 8月10日 2市、1町に『災害救護法による救助の実施について』通知(災害救助法の適用、適用日 平成21年8月9日)
- 8月10日 佐用町、宍粟市に『災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことについて』通知(市町長への事務の委任 災害救助法第30条第1項)
- 8月10日以降 随時 被害状況等記者発表
- 8月10日以降 随時 厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室へ被害状況等報告
- 8月11日 朝来市に『災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことについて』通知(市町長への事務の委任 災害救助法第30条第1項)
- 8月11日 避難所の状況報告依頼
- 8月12日 佐用町から兵庫県へ『応急仮設住宅の供与の必要性について』依頼文書
- 8月12日 2市、1町へ『応急仮設住宅の供与の必要性について』報告依頼文書
- 8月14日 宍粟市から兵庫県へ『応急仮設住宅の供与の必要性について』依頼文書
- 8月15日以降 随時 厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室と『災害救助法による救助の特別基準設定について』事前協議  
(死体の搜索、避難所の設置、飲料水の供与 等)

23

# 台風第9号への対応

## (4) 災害救助法にかかる対応

### ① 事務の流れ

- 8月18日 応急修理実施要領の作成、市町へ送付
- 8月19日 佐用町、宍粟市 関係部局へ災害救助事務説明会実施
- 8月19日 佐用町において応急仮設住宅建設着工(1期)
- 8月20日 朝来市 関係部局へ災害救助事務説明会実施
- 8月21日 佐用町、宍粟市 災害救助実施告示
- 8月25日 朝来市 災害救助実施告示
- 9月 県議会において補正予算議決
- 9月25日 2市、1町に『災害救助法の実施に係る所定様式の提出について』通知
- 2月 災害救助法精算監査
- 3月8日 厚生労働大臣へ『平成21年台風第9号災害にかかる救助の特別基準の設定について』(協議書提出)

24

## (4) 災害救助法にかかる対応

### ② 主な特別基準設定

- 避難所の設置 一般基準 7日間→特別基準 37日間  
300円以内/1人1日→367円以内/1人1日
- 応急仮設住宅 一般基準額 2,404,000円以内→特別基準 4,685,980円
- 炊き出しその他による食品の給与 一般基準 7日間→特別基準 33日間
- 飲料水の供給 一般基準 7日間→特別基準 17日間
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 一般基準 10日以内  
→ 特別基準 42日間
- 災害にかかった住宅の応急修理 一般基準 1か月以内  
→ 91日間
- 学用品の給与 一般基準 15日以内 → 特別基準 30日以内
- 死体の搜索 一般基準 10日以内 → 特別基準 68日以内
- 障害物の除去 一般基準 10日以内 → 特別基準 22日以内

25



HYOGO  
PREFECTURE

IV－Ⅲ

災害救助等にかかる事例報告③

## 台風第9号災害の経験

岡山県

## 平成21年台風第9号による災害救助法の適用について

平成21年8月9日から10日にかけての台風第9号による水害で、美作市を中心に、死者1名、重傷者2名、軽傷者2名をはじめ、住家の全壊13棟、半壊114棟（うち大規模半壊23棟）、床上・床下浸水500棟以上の大きな被害が発生した。

### 1 人的・住家被害の状況

#### (1) 人的被害

市町村名	死者	重傷者	軽傷者
美作市	1名	2名	2名

#### (2) 住家被害

市町村名	全壊	半壊		床上浸水	床下浸水
		大規模半壊	半壊		
美作市	13棟	23棟	91棟	204棟	304棟
備前市					4棟
勝央町					2棟
奈義町					2棟
計	13棟	23棟	114棟 91棟	204棟	312棟

※災害救助法適用

### 2 避難の状況

区分	市町村名	地区名	対象世帯数	対象人数
避難指示	美作市	田原地区	1世帯	1名
	美作市	竹田地区	3世帯	8名
	計		4世帯	9名
避難勧告	美作市	林野地区	224世帯	476名

### 3 ライフラインの状況

区分	被害状況	
水道	断水世帯	旧美作町地域で381世帯が断水、8月10日仮復旧 旧作東町地域で1,599世帯が断水、8月15日仮復旧
	給水応援※	自衛隊、岡山市、倉敷市、津山市、総社市、高梁市 新見市、勝央町、奈義町、吉備中央町

※日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱による応援。

#### 4 災害救助法の適用

平成21年台風第9号による被害により美作市において住家に多数の被害が生じたことから、災害救助法の適用を決定した。(1号基準：60世帯)

##### (1) 救助内容

【救助費総額 12,279,377円 (県負担：6,139,689円)】

区分	救助の内訳	特別基準	救助費	
			員数(人)	支出額(円)
避難所の設置	既存建物 (保育所、公民館、 学校他)	期間の延長	2,096	0
炊き出しその他 食品の給与	パン、おにぎり、弁当、 クラッカー他	期間の延長 限度額の引上げ	1,029	1,973,932
飲料水の供給	給水タンク積載車両、水袋	期間の延長	12,176	2,322,971
被服、寝具その他	布団、枕、収納ケース他	-	331	2,952,351
生活必需品の給与 又は貸与	被害全壊	期間の延長	13	175,551
	状況半壊等	限度額の引上げ	318	2,776,800
学用品の給与	教科書、文房具他	-	18	75,516
	内訳	小学校	8	48,306
		中学校	8	18,845
	高校	限度額の引上げ	2	8,365
障害物の除去	住宅内に流入した土砂の 搬出作業	期間の延長 限度額の引上げ	9	3,838,300
事務費	救助事務に要した費用	-	-	1,116,307
総額		-		12,279,377

## (2) 特別基準の概要

救助の種目	一般基準	特別基準	設定理由
避難所の設 置	7日間 (8/9～8/15)	9日間 (8/9～8/17)	避難指示発令中の竹田地区の世帯について避難が必要だったため。
炊き出し その他食品 の給与	7日間 (8/9～8/15)	9日間 (8/9～8/17)	避難指示発令中の竹田地区の世帯について食品の給与が必要だったため。
	1人当たり 1,010円/延人日	1人当たり 1,919円/延人日	調理済みの弁当類などを購入したため。
飲料水の 供給	7日間 (8/9～8/15)	10日間 (8/9～8/18)	上水道水源が水に浸かり、飲料水の供給が再開するまで時間を要したため。
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	10日間 (8/9～8/18)	20日間 (8/9～8/28)	被災地域内の商店が被災し、各被災世帯の自家用車も水没したために、生活必需品の調達が困難な状況であったため。
	全壊1世帯当たり 17,500円	全壊1世帯当たり 29,528円	
	半壊1人世帯1世帯 当たり5,700円	半壊1世帯当たり 6,000円	
	半壊2人世帯1世帯 当たり7,700円	半壊1世帯当たり 8,400円	
学用品の 給与	15日間 (8/9～8/23)	23日間 (8/9～8/31)	被災地域内にある学用品販売店が被災し、体操服など指定用品が期間内に納入できなかったため。
	小学校児童1人 当たり4,100円	小学校児童1人 当たり4,400円	
障害物の 除去	10日間 (8/9～8/18)	27日間 (8/9～9/4)	土砂崩れにより、住家に土砂が流入し、住家内の土砂とともに裏山の土砂を除去する必要があったため。
	1世帯当たり 137,500円	1世帯当たり 426,478円	

## 5 弔慰金等給付状況

制度の名称	災害弔慰金 (国制度)	死亡弔慰金 (県制度)	災害見舞金 (県制度)
対 象	1 件 (生計維持者以外)	1 件	1 3 件
支 出 額	2, 5 0 0 千円  (内訳) 国庫負担額 1, 2 5 0 千円 県及び市負担額 各 6 2 5 千円	1 0 0 千円  (内訳) @ 1 0 0 千円 県負担	6 5 0 千円  (内訳) @ 5 0 千円 県負担

## 6 その他

(1) 危機管理セクションとの連携

(2) 市町村との連携

(3) ノウハウの蓄積

## V 災害時要援護者対策

### V-1

## 災害時における要援護者支援のあり方

東京大学大学院情報学環教授

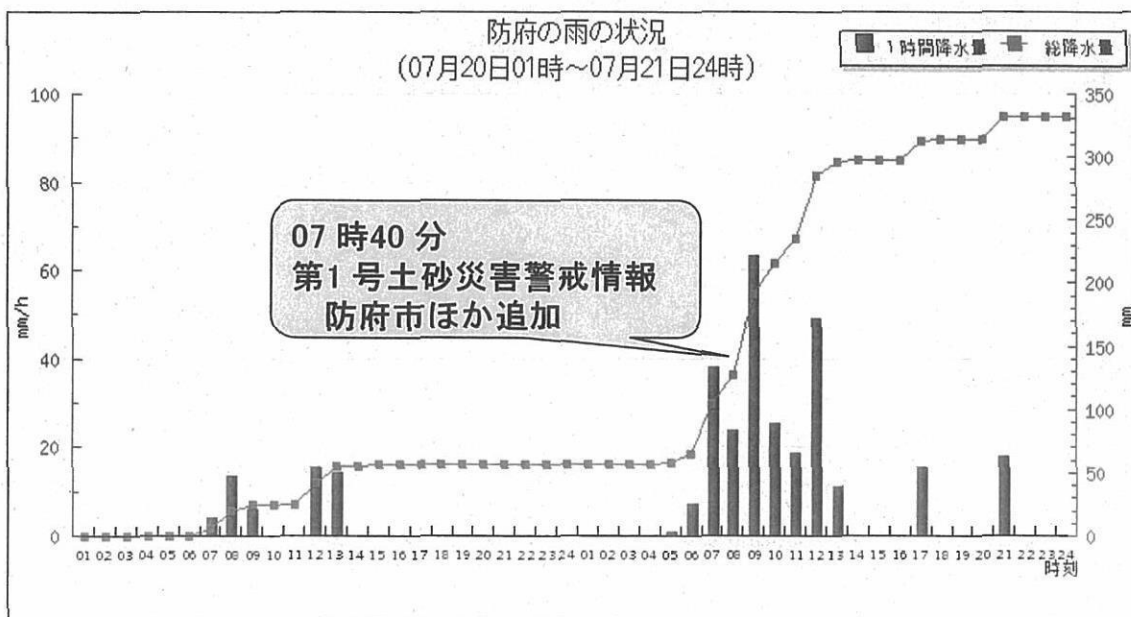
田中 淳 氏

## 災害時における要援護者支援のあり方

- (1) 災害時要援護者問題の浮上
- (2) 災害時要援護者対策のステージ
- (3) 災害時要援護者対策と残された論点

田中 淳 (Atsushi Tanaka)

## 7月21日の降雨状況



降水量時系列図(アメダス:7月19日～26日)  
下関地方气象台HP



消防科学総合センター

大字真尾の特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」で、土石流により入居者7名が死亡

\* 95歳男性、92歳女性、86歳女性、85歳女性、82歳男性、76歳女性、63歳男性

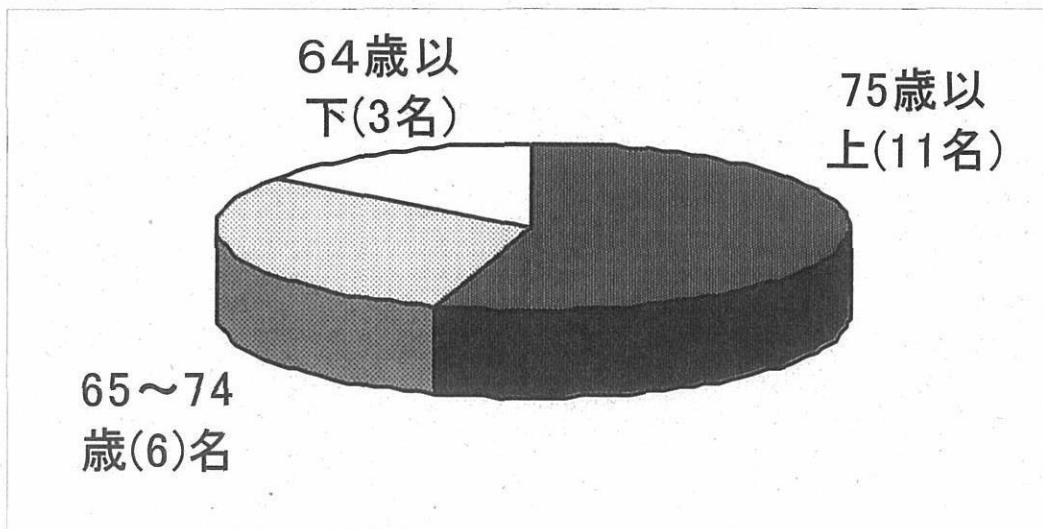
## 我々は何が出来たか

- 砂防施設で守れれば。
- 土石災害警戒情報を伝えていれば。
- 安全で、避難しやすい施設があれば。
- 2階に避難させられれば。
- 土石流の前兆を把握できていれば。
- 危険地域に立地させなければ。

## 死者は高齢者に集中

88歳(男):平屋	81歳(女):避難で外へ
86歳(女):妻	79歳(女):平屋
86歳(男)	67歳(女):犬を助けに
83歳(女)	60歳(女)
81歳(男)	55歳(男):肢体不自由
81歳(女):单身	11歳(男):平屋

## 新潟・福島豪雨と福井豪雨



# 災害弱者問題の浮上

- a.宮城県沖地震で、小学生がブロックの下敷き(1978)
- b.日本海中部地震で、寝たきりの高齢者等罹災(1983)
- c.土砂災害で、老人施設入所者26名死亡(1985)
- d.北海道南西沖地震で、聴覚障害者逃げ遅れる(1993)
- e.阪神で、死亡率は数倍、厳しい避難生活(1995)
- f.不知火高潮災害で、死者12人中9人高齢者
- g.郡山水害で、身体障害者施設入所者5名死亡(1998)
- h.新潟・福島豪雨等で、死者20名中17人高齢者(2004)

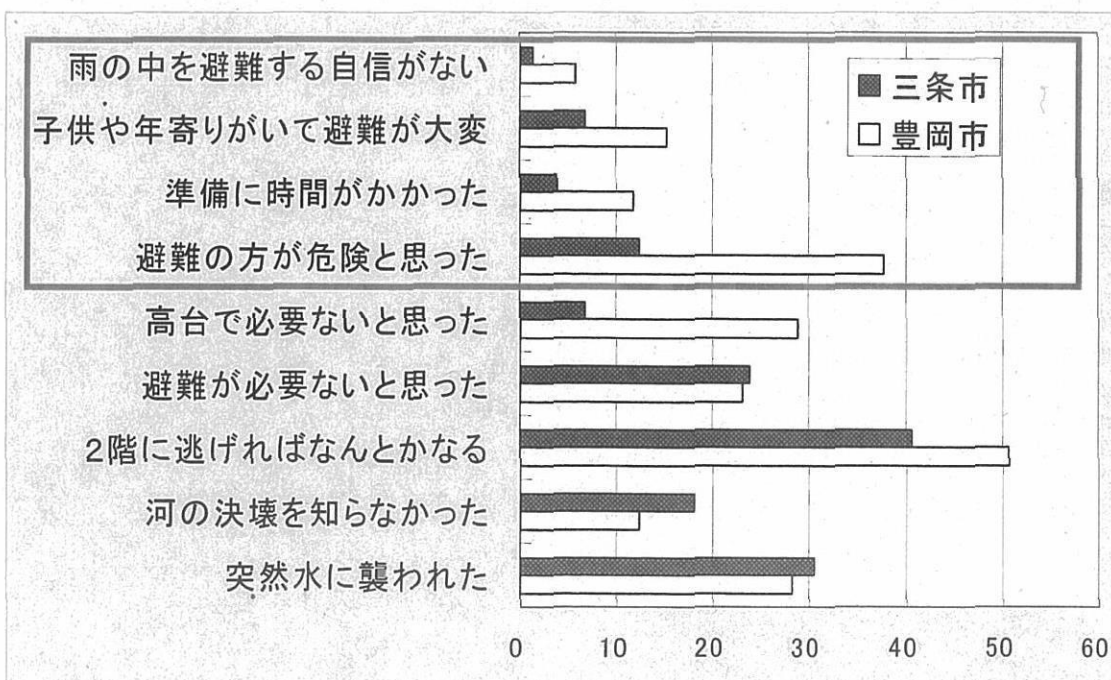
## 高い死亡率

- a.宮城県沖地震：小学生がブロックの下敷き
- b.阪神・淡路大震災：死亡率は数倍、厳しい避難生活
- c.郡山水害：身体障害者救護施設被災
- d.新潟・福井豪雨：死者20名中17人高齢者
- e.新潟県中越地震：関連死の73%が高齢者

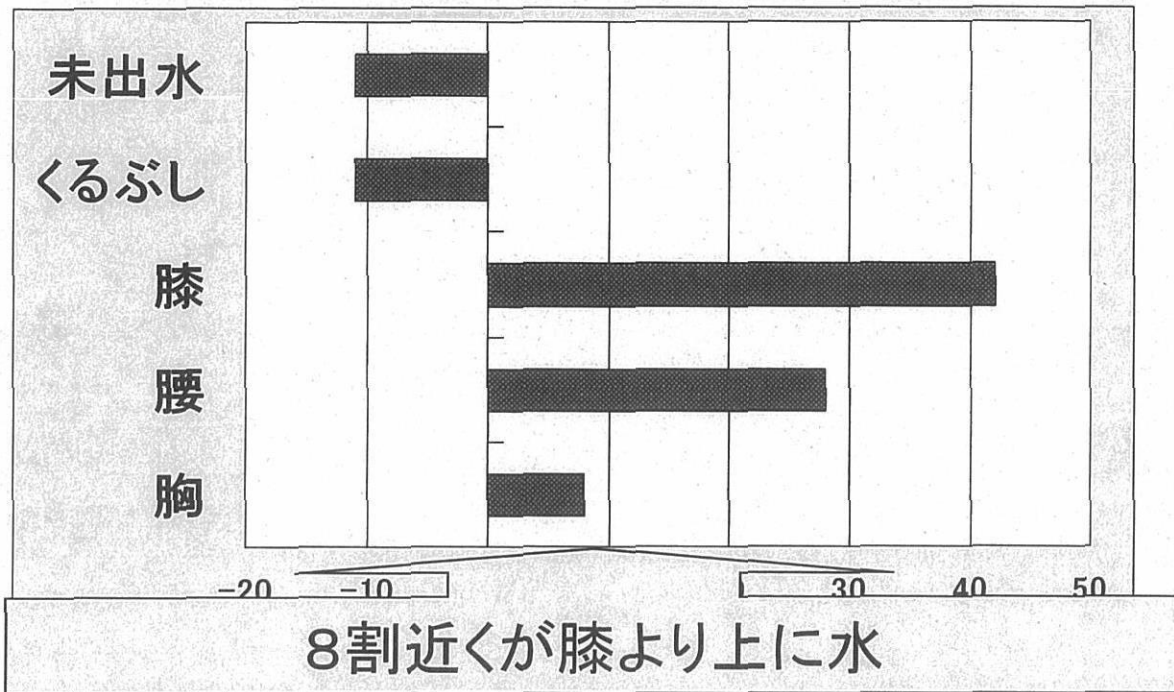
# 避難できない

- 車椅子や白杖が埋まった
- ガラスや転倒家具で動けない
- 街が一変していて、道がわからない
- がれきや段差で動けない
- エレベーターが止まり、閉じこめられる
- 避難場所がわからない
- 避難所に段差があり、入れない
- 警報や避難勧告が伝わらない

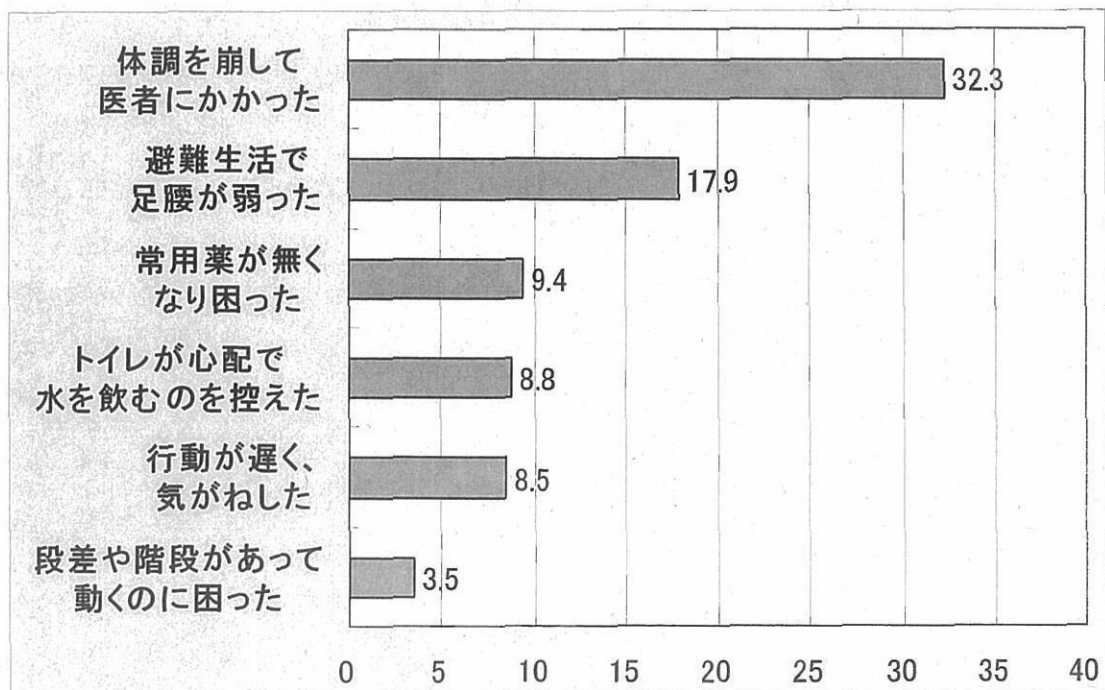
## 水害－避難しなかった理由



# 避難時の水位(福井調査)



# 避難生活で



内閣府 新潟県中越地震調査による

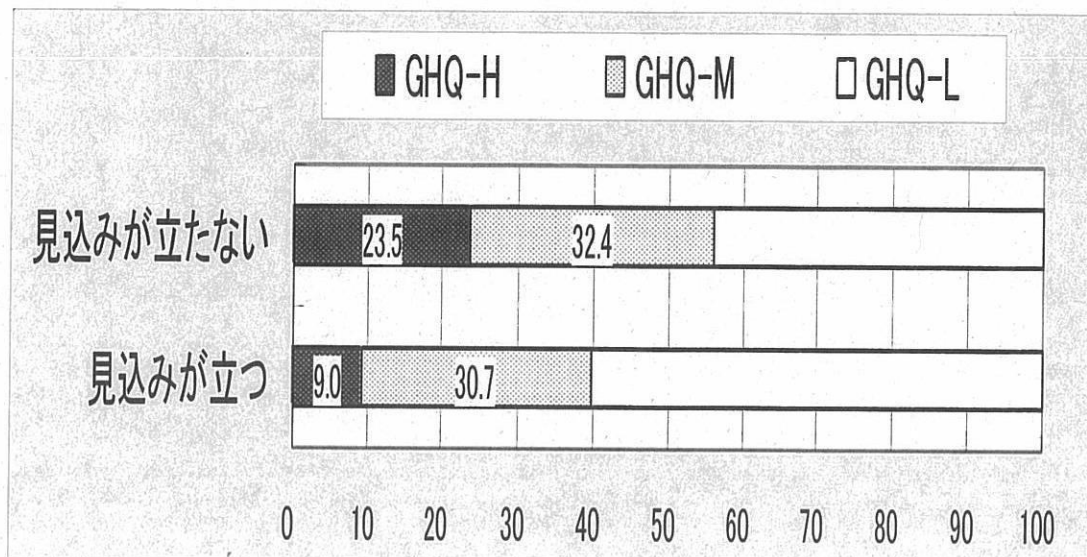
## 避難所から排除される

- 避難所で動けない
- 寝ている人に触れて、怒鳴られる
- 本部といわれても、見えないのでわからない
- 聞こえないので、放送されてもがわからない
- トイレや風呂が使えない
- 薬や消耗品が手に入らない

## 復興から取り残される

- 仮設の改札口がわからない
- 仮設住宅の情報保障がない
- 高齢者は融資が受けられない
- 障害者は解雇されやすい
- 介護者がいなくなった
- 各種の手続き情報が入手できない
- 新しいコミュニティに慣れない

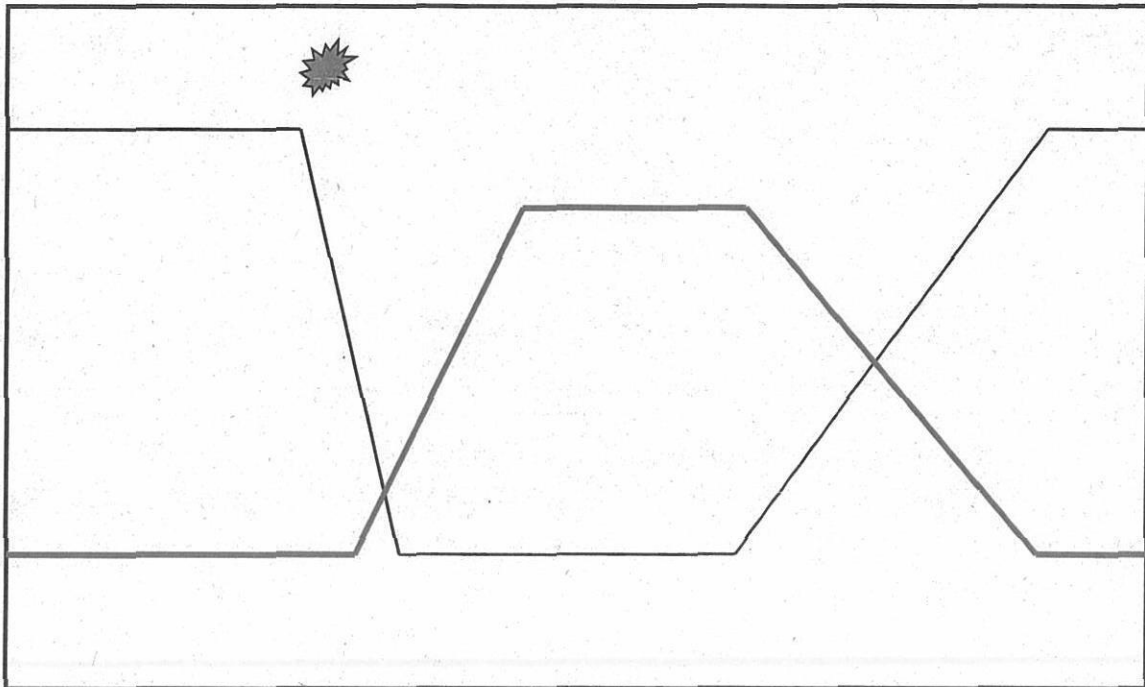
# 精神的健康状態 (GHQ)



## 災害弱者問題のステージ

- a. 数倍の高い死亡率
  - ・阪神・淡路大震災: 0.6~1.3%
- b. 人・補装具等を奪われ、自立できない
- c. 避難所から阻害される
- d. 厳しい被災生活に症状悪化
  - ・新潟県中越地震: 関連死の73%が高齢者
  - ・ストックとフローを奪われた、新たな災害弱者
- e. 復興から取り残される
  - ・高齢者比率 31.2% (1995.11。市13.5%)

# 災害過程



## 災害過程－社会過程としての特徴

- 新しいシステムへの適応  
=> 情報の重要性和適応能力
- 長期的にわたる過程  
=> 発災から復旧、復興、事前を含む
- 緊急システムが被災生活を作る  
=> 緊急システムによって困難も増大

# 社会が弱者を生む

- 災害の前では、すべての人が弱者である。
- しかし、確実に脆弱な層がいる。
- しかも、災害が弱者を生むだけではなく、社会が生む。

- a. スロープがないから車椅子の人を
- b. 校庭の真ん中に作るから視覚障害者を
- c. 音声だけで伝達するから聴覚障害者を
- d. 制度の狭間に落ちこぼれていく人がいる

防災対策＝画一性による効率

## 災害弱者対策の進展

- a. 国土庁「災害弱者問題検討会」(1985)
- b. 阪神・淡路で、自治省消防庁12項目の1つ(1995)
- c. 7割以上の市町村で重要な見直し点  
65市町村(1991) → 315市町村(1998)
- d. 内閣府: ガイドライン検討  
「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」(2004)  
「災害時要援護者の避難支援対策に関する検討会」

# 災害時要援護者対策の方向

- a. 災害時要援護者支援班の設置
- b. 災害時要援護者情報の共有
- c. 避難所災害時要援護者支援班の設置
- d. 福祉避難所の設置
- e. 事業継続計画の策定
- f. 個別支援計画の策定
- + 施設の立地も課題

## 名古屋市の災害弱者

- 一人暮らし高齢者 4万人
- 要介護者 6万人
- 障害者 7万人
- 知的障害者 1万人
- 計 18万人
- 市職員 8万人

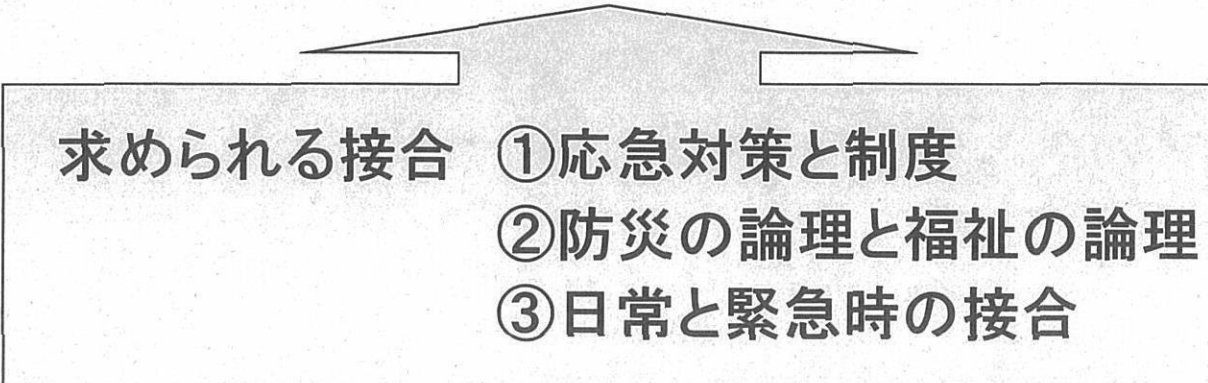
=> R世帯: 2000人

## 残された課題

- 避難生活から復興までの生活支援
- 新たに発生する災害弱者への対応
- 支援の理念の明確化と資源の確保
- 福祉サービスの防災の位置づけ
- 住宅再建の公的取り組みの枠組み
- 日常制度へのソフトランディング

## 課題

- a. 災害時要援護者対策の目標と理念
- b. 期待される福祉資源と想定外の緊急時対応
- d. 防災知識・防災情報の未伝達



求められる接合

- ① 応急対策と制度
- ② 防災の論理と福祉の論理
- ③ 日常と緊急時の接合